

確定申告はスマホから (詳細は6ページ、7ページをご覧ください)



Kids Work Tax贈呈式の様子

品川法人会ホームページ

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp>



CONTENTS

法人会ニュース ● 新春講演会・新年賀詞交歓会開催される	2
● Kids Work Tax 贈呈式開催される	3
● 税制改正要望活動を実施	4
税務コーナー ● 株式の売却や受け取った配当の申告はスマホ作成 Xe-Tax 提出がおすすめ!	6
● インターネットセミナーお薦めプログラムのご案内	8
● 女性部会税務研修会開催される 他	10
● 突撃訪問 ~このお店、どんなお店~	11
話題の広場 ● 冬の朝一氷の柱をザクザクと	14
都税だより ● 中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人事業税・個人事業税の減免~	15
ナンバープレース ● 第 29 回クロスマッス正解発表、第 77 回ナンバープレース問題	16



一般社団法人
品川法人会
広報誌

令和 7 年 12 月 31 日現在
会員数 2,107 社

法人会
消費税期限内納付
推進運動

令和8年

新春講演会・新年

第1部 新春講演会

テーマ：「ことばと書法の関連性」 講師：根本 知 氏（書道家）



講演会の客席の様子



根本 知（ねもと さとし）

埼玉県越谷市出身。2013年、書道家の博士号を取得。2024年、NHK大河ドラマ「光る君へ」題字揮毫および書道指導。腕時計ブランド「GrandSeiko」への作品提供（2018）やNYでの個展開催（2019）など創作活動も多岐に渡る。

【講演要旨】

一般的な書道教室へ通い、段位を取得された根本氏は、中学生のときに家庭教師の先生が持ってきた、ある「巻物」に出会います。

きれいな字とはまったく違う不思議な文字が並び、紙の存在感が強くて、文字が主役じゃないように見えたと言います。

なぜこんな形なのか、なぜこう書くのか、疑問が次々に湧き、ここから完全に書の世界に引き込まれていきました。

ご講演のなかでは、古代中国で甲骨に刻み込まれた甲骨文字から始まり、篆書（てんしよ）、隸書（れいしよ）、草書（そうしよ）、行書（ぎょうしよ）、楷書（かいしよ）といった、文字そのものの歴史を振り返り、平安時代には単なる文字としてだけでなく、漢字を基にした平仮名や片仮

名が生まれ発展し、現代の日本語の豊かさを支える重要な要素であることがわかります。

そして書法は単なる文字を書く技術にとどまらず、文化や歴史さらにはその瞬間の感情をも反映することができる、深い意味を持つ技術だと理解することができました。

今はAIが文章を書き、絵を描き、音楽を作る時代です。効率や再現性は、これからますます機械が担うでしょう。

では人に残るものは何なのか、それは「一回性」、「身体性」、「間」です。

皆さんはペンでどんな文字を描きますか？文字のバランス、綺麗さなどのほかに、美しさや面白さなどにも目を向けると、表現力を更に深く理解することができるかもしれません。

「書は過去の文化ではなく、むしろ未来に向けた表現である」。根本氏の想いが講演会場を『書』の世界に包み込みました。

第2部 新年賀詞交歓会

新年賀詞交歓会では、はじめに大越会長の主催者挨拶があり、品川税務署長の石崎浩文様、品川区長の森澤恭子様、品川都税事務所長の藤浩之様からご来賓の祝辞をいただきました。

大越会長からは経済状況を踏まえ税収入への期待、また法人会員同士の更なる交流、活性化へと抱負を述べられました。

新年の挨拶や参加者同士の交流を目的とした賀詞交歓会には、会員のほか多数のご来賓、関係者らが出席。出席者は互いに近況を報告し合うなど和やかに交流を深め、飛躍の年に相応しいスタートとなりました。

記・写真／広報委員長 唐澤 雅樹



挨拶する大越会長

賀詞交歓会

令和8年1月22日(木) 午後4時～
於:きゅりあん



ご来賓より祝辞をいただきました(左から石崎署長、森澤区長、藤所長)



賀詞交歓会の光景

区長に収益を寄付しました — 青年部会Kids Work Tax贈呈式 —



森澤区長と参加した小学生のみなさま



挨拶をする柳川部会長



報告をする津止副部会長

1月8日(木)、品川法人会青年部会は、2025年に行った租税教育活動「Kids Work Tax」で得た収益を寄付するため、品川区役所にて品川区への贈呈式を行いました。

9回目を迎えた「Kids Work Tax」は第一次産業体験で収穫した野菜を基に、昨年9月にしながわ宿場まつりで「キッズ屋台村」と称して模擬経営体験するイベントを開催。総勢100名が参加し、過去最大の盛り上がりを見せました(「キッズ屋台村」については601号に掲載)。

参加した子供たちと話し合った結果、しながわ宿場まつりの収益は品川区の児童施設の拡充に関する区の事業に活用していただくように寄付する先を決めて、贈呈式をお願いして参りました。

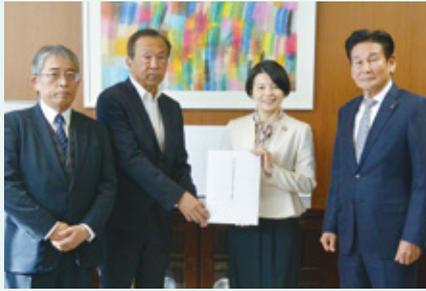
贈呈式当日も、例年の倍となる小学生が駆けつけてくれました。

柳川部会長、津止税制部担当副部会長の各種報告後、小学生主体で森澤区長へ嘆願書・目録の贈呈を行いました。

なお、当日はケーブルテレビ品川の撮影のほか、品川区の「しながわ写真ニュース」でも取り上げていただきました。

記/広報委員 井田 達哉

『品川・荏原両法人会が税制改正要望活動を実施』



森澤区長へ要望書を提出する税制委員
(右から伊東副会長、森澤区長、
神野税制委員長、小貫委員)

税制委員会では、全法連理事会で「令和8年度税制改正に関する提言」が決議されたことを受け、荏原法人会と合同で、国と地方自治体を対象とした税制改正要望活動を12月4日(木)に実施しました。

当日は森澤区長、渡辺区議会議長の2名にお伺いし、提言をお渡しするとともに、防災対策や再開発、補助金などに関する意見交換も行いました。

なお、石原衆議院議員は公務によりお会いできなかったため、両会の事務局員が秘書の方に提言をお預けしました。

(要望内容〈要約〉は下記の通り)

※提言事項の全文は全法連ホームページ

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/> をご覧ください。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

- ①基礎控除及び給与所得控除
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置がありません。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てるのが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私募債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の特例について、特例対象者が、個人でそのその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せず終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- 被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- 不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象となります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を收受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

★記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人 税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



株式の売却や受け取った配当の申告は スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

株式の売却をした方や配当等を受け取った方へ

確定申告特集

[トップページ](#) > [ケース別の情報](#) >

株式の売却をした方や配当等を受け取った方へ

株式の売却をした方や配当等を受け取った方へ

株式を売却した方

申告書の提出が必要な方のうち、主なものをご紹介します。

- 令和6年中に一般口座などで株式等を譲渡（売却）し、所得（利益）を得た方
- 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失を、他

確定申告に関する情報は、**確定申告特集ページ**をご覧ください

- ✓ パンフレット
- ✓ 確定申告書等作成コーナーの入力マニュアル・操作動画
- ✓ 確定申告書等の様式

など



こちらからアクセス

※ 令和7年分のページは令和8年1月に公開予定

「特定口座年間取引報告書」は自動入力できます

[マイナポータル連携](#)で特定口座年間取引報告書等の各種証明書の情報を取得すれば、確定申告書等作成コーナーの該当項目に**自動入力**されるので、入力誤りの心配がありません



マイナポータルからまとめてデータを取得

自動入力

入力誤りなし



マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です！

各種証明書の発行主体によっては、連携手続を完了してから各種証明書のデータが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、余裕をもって事前準備を行ってください



「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」



マイナポータル連携の対象はこちら



「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」



次ページもご確認ください

e-Taxに必要なもの

1 マイナンバーカード読取対応のスマホ



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

2 マイナンバーカード (次のパスワードも必要です)



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)

パスワードが分からない場合の対応方法は
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください!

有効期限や更新手続等の
詳細はデジタル庁公式
noteをご確認ください



スマホ用電子証明書の利用で 認証時も手間いらず!

- ・マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、
申告書の作成・e-Tax送信ができます
- ・利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます (機種によって異なります)

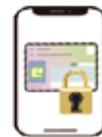
※ ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します!

スマホ用電子
証明書について
詳しくはこちら



読取不要



e-Tax の 5つのメリット

自宅から
申告可能



受信通知から
いつでも内容確認



早期還付
(3週間程度で還付)



※書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で
還付

24時間
利用可能



※メンテナンス時間を
除きます

添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます
イメージデータによる
提出も可能

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社とのライセンスに基づき使用されています。



会員企業の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

品川法人会の
ホームページより
ご覧いただけます
会員無料

インターネット・セミナー お薦めプログラムのご案内

インターネット・セミナーは、インターネットで映像コンテンツを視聴することにより、様々な経営情報が取得できるサービスです。

視聴方法

何時でも、何処でも、好きなだけご利用いただけます
映像と音声による本格的なセミナーが受講できます。忙しくてセミナーや研修会に参加出来ない方などにご活用ください。

The screenshot shows the 'インターネット・セミナー' (Internet Seminar) website. It features a navigation menu, a search bar, and a main content area with a featured seminar titled '第5回 事業承継の実行' (5th Business Succession Execution). A red box highlights the 'ログイン' (Login) button. Below the main content, there is a '法人会会員専用 ログインページ' (Corporate Association Member Exclusive Login Page) with fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), and a 'ログイン' (Login) button. To the right, a video player shows a woman presenting. A red oval callout contains the text: '利用者は専用IDとパスワードを入れてログインすることでコンテンツが視聴可能となります' (Users can view content by logging in with a dedicated ID and password).

*掲載内容は予告なく変更する場合がございます。

こんな方に最適です

<p>セミナーは受講したいけど忙しくて時間がない！</p> <p>24時間いつでもご利用いただけます。</p>	<p>継続的に社員研修を行いたい！</p> <p>勉強会(社内研修)などにご活用いただけます。</p>	<p>受講したいセミナーが開催していない！</p> <p>700本以上の豊富なラインアップから自由に選べます。</p>
--	--	--

一流の講師陣による豊富なセミナーが満載



■経営 ■実務家 ■労務 ■税務・経理 ■法律 ■政治、経済 ■研修・人材育成 ■著名人 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル

品川法人会よりインターネットセミナーのご案内

一般社団法人 品川法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp/>

品川法人会 検索で検索いただけます ログイン

インターネット・セミナー

初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー
～経理の知識・ルール・流れもキソの基礎から学ぶ～

※ 画像はイメージとなります。

このセミナーの概要一覧

講師プロフィール
スポーツ誌編集者を経て経理士となり、2006年東京証券取引所に独立開業後、2012年4月に出身地である神奈川県伊豆市移住に業務所移転し、中小企業の経営顧問の他、書籍執筆・セミナーなども行っている。主な著書に「経理の初

1.経理は頼られる存在！ できる経理に

はじめに
経理とは何の略？ 経営管理
経理資料って何の役に立つ？
→ 会社の 経営状態 がひとめでわかる
経理資料は社長にとって
今後の 重要な経営指針 となる

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください
ログインID ●●●●●● パスワード ●●●●●● ログイン

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

勝ち続けるための流儀

プロゴルファー
片山 晋典

お勧め

コンビニを見たら
日本経済が分かる

消費経済アナリスト
渡辺 広明

お勧め

選ばれる店になる接客戦略

中小企業診断士
橋本 泉

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数	
研修・人材育成	NEW “アイデア”で変わる チームの会話術	大澤 孝	29分	一般経営	NEW AI活用×事業計画策定 <small>公開期限：2026年4月末日まで</small>	川原 宗則	85分	
	NEW 人が輝き、組織を伸ばす 「笑いのチカラ」	天見 心	40分		「豊臣兄弟」の成功と失敗	岡田 晃	50分	
	ミスゼロにする仕事術	宇都出 雅巳	46分		小さな会社のための評価制度 離職防止と成果の両立	小澤 将司	45分	
法律	労働問題で足をすくわれない 経営を目指して	米澤 章吾	61分		AIで変わる仕事の未来	久原 健司	29分	
政治経済	「昭和100年」に見る 日本経済復活への教訓	岡田 晃	59分		周年記念事業の本質と 未来戦略	長井 伸樹	32分	
	世界の未来が見えてくる	奥山 真司	45分		顧問税理士の 選び方と活かし方	長尾 元彦	36分	
ライフスタイル	自分らしく人生楽しく 生きてみよう！	自覚 真由美	32分		税務・財務 労務	初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
	日本が誇る“きもの”文化（後編）	三宅 てる乃	26分			ハラスメント予防セミナー	小澤 将司	38分
	親が知るべき！ 子どものスマホ安全ガイド	鈴木 朋子	34分			中小企業の障害者雇用 はじめの一步	木下 文彦	40分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは一般社団法人 品川法人会事務局事務局まで **TEL:03-3474-7449**

楽しい税務研修会となりました — 女性部会税務研修会 —



税務研修会の様子

12月5日(金)、品川法人会館において女性部会税務研修会が開催されました。

講師にお招きした品川税務署の清水大樹副署長より、『日本産酒類の海外需要を開拓する国税庁の取組』をテーマに、ユネスコの無形文化遺産に登録された日本のお酒や、酒税についてお話いただきました。

税務研修会後の昼食会には、清水副署長を始め、品川税務署の皆さまにもご参加いただきました。クリスマスらしい装飾のほどこされた会場で、光のイリュージョニスト瞬時さんの素晴らしいパフォーマンスを見ながらの楽しい昼食会となりました。

記/広報委員 伊藤 由美子



講演された清水副署長



左から加藤幹事・大島副部長・矢後部会長



光のイリュージョニスト瞬時さん



昼食会は税務署の方とともに

経済を学び、懇親を深めました — 青年部会年末研修会 —



東京証券取引所で記念撮影



内容盛りだくさんのプログラム



懇親会の様子

12月12日(金)に開催された青年部会年末研修会では、日本橋にある東京証券取引所および日本銀行金融研究所貨幣博物館の見学を実施しました。

東京証券取引所といえば、誰もが大勢の人が立ち会って行う売買をイメージされるのではないのでしょうか。しかし、実際に現地に足を運んでみると、現在の取引はすべてオンラインで行われており、立会所には人の姿がほとんどないことに大変な驚きを覚えました。

もちろん、かつては人が実際に取引を行っていました。その時代には、指で銘柄を示しながらの活気ある売買が行われていた様子を担当者から伺い、金融市場の仕組みが時代とともに大きく変化してきたことを実感する機会となりました。

また、貨幣博物館では、日本の貨幣の歴史を実物の古銭を通して学ぶことができました。参加された皆様が、私達

に身近な貨幣の展示を興味深そうに眺めている姿が、大変印象的でした。

この2施設の見学は、金融や経済の成り立ちを身近に感じられる場となり、経営者として有意義な体験となりました。

その後、大崎駅前のお店で懇親会が行われました。今回は全員着席という堅苦しいものではなく、さらに交流を深めるべく立食も含めたリラックスしたスタイルで行われました。

そのスタイルも功を奏したのか、初めて青年部会のイベントに参加された多数の方も、多くの部会員と積極的に交流される様子が見受けられました。

懇親会のプログラム自体も良く準備されており、女性マジシャンの催し物の他、ビンゴゲームでは、法人会協力各社からご提供いただいた景品のお陰で大変盛り上がり、部会員同士の親睦を一層深める時間となりました。

記/広報委員 久保 最希



レストランテ・コージ・コルディアレ

2025年7月に開業20周年を迎えた
「レストランテ・コージ・コルディアレ」様
を突撃取材しました。



青物横丁駅から徒歩
2分、旧東海道沿い。
隣接するパティス
リー・レ・サンク・
エписは系列店の
ケーキ屋さん。こち
らもおすすです！



気取らずに利用できるレストランテ

品川法人会の会員様の会社・お店に突撃取材するこの企画、今回はなんと品川法人会館の目の前にある誇り高きイタリアンレストラン、レストランテ・コージ・コルディアレ様にお邪魔しました！

このお店は、青物横丁に本格的なイタリアンレストランがなかったことから誕生し、20周年を迎えるまでに多くの人々の心を掴んできました。

創業者の中山浩次さんは、料理の道に情熱を燃やし、長年の経験と技術をもってこの夢のレストランを築き上げました。店名の「コージ」はご本人のお名前から、「コルディアレ」はイタリア語で「真心のこもった」という意味を持ち、その名の通り心を込めたお料理と温かいおもてなしを提供しています。

中山さんは、料理学校卒業後に「レストランキハチ」で修行を積み、その後銀座や横浜の一流イタリアンレストランでシェフとして腕を磨き続けてきました。そして2005年、ついに自身の夢を実現し独立。真心を込めた一品一品と、居心地の良い空間づくりに全力を注ぎ、多くのファンに愛

され続けています。テレビ出演も多数こなし、その実力と情熱は折り紙付きです。

コロナ禍の困難な時期に、品川法人会館前にある系列店「パティスリー・レ・サンク・エпис」内に移転し、席数を縮小しながらも、変わらぬ味と心温まるサービスを提供し続けています。オーナーの中山さんは、「気軽に楽しんでもらいたい」と笑顔で語り、誰もが気軽に訪れることができる場所を目指しています。

皆様もぜひ気軽にお立ち寄りください！

記/広報委員 井田 達哉



アーチ型の窓が
素敵な店内。
料理歴35年の
オーナーシェフ
中山さんと。

Instagramは
こちら



この日のメニューから。
どのお料理も絶品でした！

お客様に旬の食材を
楽しんでいただきたいので
季節ごとにお料理の内容を
変えているそう。

KOUJI Cordiale

—レストランテ コージ コルディアレ—

品川区南品川 2-17-26-1F TEL:03-5461-3762
<https://www.kouji-cordiale.com>

【営業時間】

ランチ/ 11:30 ~ 15:00 (14:00L.O.) カフェ/ 14:00 ~ 15:45
ディナー/ 18:00 ~ 23:00 (21:00L.O.) 日祝 20:00(L.O.)
【定休日】月 (祝日の場合翌火休)

会員優待制度 加盟店舗・企業について



QRコードを読み取りますと、品川法人会ホームページ
 < <https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp/yutai> >にて
 優待加盟店リストをご覧いただけます。

(お使いの機種によっては表示されない場合がございます)

※優待制度の詳細、ご不明な点につきましては
 直接加盟店にお問い合わせください。

※メンバーズカードを紛失された場合は、
 再発行いたしますのでお申し出ください。(実費100円負担)

会員優待制度について



◆品川法人会会員の皆様が優待制度店舗様・
 企業様等において会員優待カード(下)を提示
 することにより、割引等の優待サービスを受
 けることができる制度です。



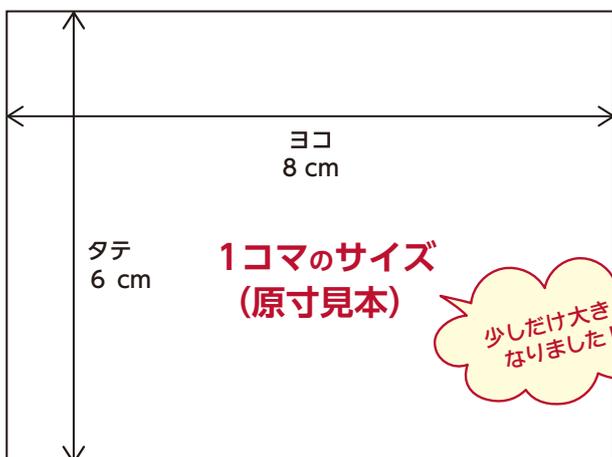
◆優待制度加盟店舗には、この
 ステッカーが貼ってあります。

「法人しながわ」に 広告 を掲載しませんか？

現在ご覧いただいている「法人しながわ」に広告を掲載しませんか？ **1コマ1万円(税込)より掲載
 することができます。**掲載のご希望やお問合せは、当会事務局までご連絡ください。お申込み後、
 広告原稿を下記の要領にて、当会まで郵送またはメールにてお送りください。

お問合せ

一般社団法人 品川法人会 事務局広報担当まで
 〒140-0004 品川区南品川 2-7-6 TEL : 03-3474-7449 FAX : 03-3474-4579
 E-mail : contact-4579@shinagawa-hojinkai.or.jp



少しだけ大きく
 ないました!

- 完全版下でお願いいたします。
- カラーで掲載いただけます。
- お送り頂きました原稿はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。



従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>



話題の広場

冬の朝

氷の柱をザクザクと

寒い朝の通勤、通学と聞いて、あなたが思い浮かべるのは？
霜柱、踏んだことありますか？

霜柱を踏む

子どもの頃、冬の朝の通学路でのちょっとした楽しみがいくつかあったが、そのうちの一つが霜柱を踏むことだった。現代の都会っ子には意味が分からないだろうが、あの踏んだときのサクサクまたはザクザクとした感触が気持ちよく、みつけては踏んでいた。



それにしても、霜はなんとなくわかるが、霜柱とは何だろう。どうしてあんな風になるのだろうか。疑問が湧くので、少し調べてみた。

まず冷気により地表が凍ると、地中の水分が毛細管現象で吸い上げられ、地表に出て冷気により凍る。するとさらに地中の水分を吸い上げ、この水分が凍る。これを繰り返すことで柱状の氷ができるらしい。これが霜柱だ。地表よりも地中の方が温度が高いことが前提となる。



他の氷も踏む

「薄氷」と書いて「うすらい」または「うすらひ」と読むと春の季語となるようだが、水たまりに張った薄い氷も、踏むとピシッと割れるのが面白かった。浅い水たまりと思って踏むと思いのほか深く、靴をぬらすなんてこともあった。

寒さが厳しい朝、筆者のイナカでは川が凍ることもあった。恐る恐る足をのせてみて、体重をかけても割れないことを確認して両足をのせて立つことができると、冒険心やら達成感やらが満たされて勝ち誇ったような気分になった。

当然、氷が割れて水に落ちるなんてことも少なからずあった。今思うと危険なことをしていたものだ。



薄着の子

そういえば、そんな寒い冬でも半袖半ズボンで過ごす子供がいた。なぜそんなことをするのか疑問だが、だいたいの学年にも一人くらいはいた気がする。

驚いたことに、現代でもそのような子を見かける。誰かに強制されているとしたら大問題だが、どうやら自由意思でやっているらしい。

子どもは大人より体温が高く、また薄着で過ごす代謝が上がって健康に良いなどの考えもあり、大人と比べて薄着になりがちではあるが、真冬に半袖半ズボンはやりすぎに見える。それでも彼らは、我々にはわからない何かを得るのだろう。

鼻たれ小僧

冬に限らないが、特に冬に多く見かけられた、鼻水を垂らしている子を見る機会がだいぶ減った。青っぱなが出ていたり、鼻の下がこすりすぎて赤くなったり、上着の袖が固まった鼻水でガビガビになったりしている子などはほとんど見るのがなくなった。

これは、親の健康意識や衛生観念の向上によるものらしい。鼻水を放置すると中耳炎や副鼻腔炎になるという認識が広まり、早期に対処するのが一般的になった。対処には耳鼻科への通院や自宅での鼻水吸引などがあるが、花粉症などによる耳鼻科の受診が当たり前になり、また鼻水吸引器や空気清浄機などの改善や普及も寄与していることだろう。

そもそも青っぱなは膿性鼻汁（のうせいびじゅう）といって副鼻腔炎、いわゆる蓄膿症の代表的な症状であり、放置しておいてよいものではなかった。そういった知識も、情報化により普及したのだろう。見られなくなって寂しい風物詩もあるが、子供たちの健康のために「青っぱな」が見られなくなったことは喜ぶべきだろう。

冬を楽しむ

地球温暖化の影響か、最近は暑い夏が終わったかと思うといきなり冬になるような感覚がある。花粉症持ちには春は恐ろしいものだが、日本の四季が変わっていくのはやはり寂しいものだ。しかしこの流れは、そうたやすく変えられるものではないだろう。

温暖化で暖冬が続くのかと思うとそうでもないようで、この冬の寒さは、地域や時期にもよるがおおむね「平年並み」とのことだ。ただし、春の訪れは早い予想らしい。

春と秋が減って夏と冬ばかりになるのであれば、それぞれの季節を楽しむしかない。都会ではあまり見ることができないが、もし霜柱をみつけたら、童心に返って踏んでみてはいかがだろうか。

記/鈴木 克博

2月の都税だより

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したものの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免。ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

詳しくは東京都主税局ホームページ内
「環境に関する軽減制度について」をご覧ください!

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

主税局 環境減税

検索



お問合せ先

- <中小企業者向け省エネ促進税制に関すること>
- 所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
【品川区の場合】品川都税事務所 (代表) 03-3774-6666
 - 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969

- <地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること>
- 地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - 導入推奨機器 03-5990-5087

今後の主な行事

日程	時間	行事	場所
2/26(木)	14:30	東五反田・上大崎・西五反田西北合同支部税務研修会	芝信用金庫不動前支店
2/27(金)	14:30	西品川大崎支部税務研修会	大崎第二地域センター
3/2(月)	14:30	大井東・大井西合同支部税務研修会	きゅりあん
3/3(火)	14:00	西五反田・西五反田東合同支部税務研修会	シティホール&ギャラリー 五反田
3/4(水)	14:30	東大井支部税務研修会	品川法人会館
3/18(水)	14:00	印紙税研修会	品川法人会館
3/26(木)	13:00	理事会	品川法人会館

編集後記

今年度より広報委員会を担当させて頂くことになりました、品川法人会副会長の皆川祐一です。広報紙「法人しながわ」は、会員の皆様の魅力的な活動を多くの方に知っていただけるよう発信し挑戦してまいります。各ブロック・支部・部会の活動については、動画配信なども活用し、よりリアルな形でお届けしたいと考えております。また、会員企業における日々の取り組みや新たな挑戦も積極的に発信し、企業同士の交流や連携にも寄与できる広報誌を目指してまいります。委員の皆様とともに、明るく活気ある広報紙「法人しながわ」をつくってまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

記/広報委員会管掌副会長 皆川 祐一

お客様応援企業をめざす

城南信用金庫



営業部本店 ☎03-3493-8111 …〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品川 ☎03-3471-3171 …〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大井 ☎03-3774-1051 …〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏原 ☎03-3786-1131 …〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大崎 ☎03-3491-8771 …〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 …〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 …〒140-0013 品川区南大井4-6-1

夢と未来のサポーター
さわやか信用金庫



そうだ! さわやか信金に聞いてみよう!

経営者のみなさま
お悩みことはございませんか?
お気軽にご相談ください。



第77回 ナンバープレース

今回の問題は、ナンバープレースです。皆様のご応募お待ちしております！
以下のルールに従ってナンプレを解き、A~Dのマスに入った数字を教えてください。

ルール

- ❶ タテ9列、ヨコ9列のどの列にも1~9の数字が1つずつ入る。
- ❷ 太線で囲まれた3×3の9マスのそのブロックにも1~9の数字が1つずつ入る。

			1	2	3			
		2				7		
	5				A		4	
B		3				9		
7			4	5	6			1
		8				2		C
	3		D				6	7
		7				5		
			7	8	9			

出題/西尾 徹也

正解者の中から抽選で**6名**の方に
**クオカード1000円分を
プレゼント!**

A	B	C	D



応募方法

郵便はがきに ①クイズの答え ②郵便番号 ③自宅住所 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号 ⑦当誌に対するご感想 を明記の上、〒140-0004 東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法人会事務局までお送りください。なお、締め切りは2026年3月6日(金) <消印有効>とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。



※はがき以外にも右記QRコードよりご回答いただけます。

No.602号 第29回 クロスマツス 正解発表

7	+	8	+	5 _A	=	20
+		×		+		
9	×	3 _B	-	1	=	26
+		+		÷		
4 _C	+	2	÷	6	=	1
=		=		=		
20		26		1		

こたえ

A	B	C
5	3	4

応募総数/15通
正解者数/15通

厳正な抽選の結果、下記の方々に
クオカードをお送りいたします。
おめでとうございます。

- ★横溝 和雄/株城南不動産サービス
- ★荒木 あゆか/株AKOMODERATE
- ★小林 瑠美/有小林ランドリー工場
- ★高田 雅彦/有高田企画
- ★長山 明博/みなみ商事株
- ★高瀬 ゆかり/NCD 株

(順不動・敬称略)